

午前10時05分

○委員長（小山 直子）

- ・ 欠席委員連絡（道畑委員）

午前10時05分開議

○委員長（小山 直子）

- ・ 開会宣告
- ・ 議題の確認

1 閉会中継続審査事件

- (1) 陳情第9号 函館の保育・学童保育、子育て支援の充実を求める陳情第1項第1号・第2号・第3号

○委員長（小山 直子）

- ・ 議題宣告
- ・ 本件について各委員から何か発言あるか。

○本間 勝美委員

- ・ 学童保育の陳情が総務常任委員会から民生常任委員会に移管して、きょうで3度目の議論だが、私も学童保育に関しては不勉強な部分もあったので、実際に函館市内にある学童保育の先生たちと懇談をする機会を設けた。それでいろいろと陳情者の思いも確認できた。実際、函館の学童保育の指導員の置かれている状況は深刻な状況だと思う。本当にワーキングプア以下の収入しかないという状況、それと本当に定員が少ない中で頑張っている状況が確認できた。市役所のすぐそばにも学童保育所があり、私の自宅に帰る途中にある。その指導員の話では今年の東日本大震災のときの状況、私も福島県福島市渡利地区にある学童保育の先生からも去年直接話を聞いたが、やはり震災時の対応が本当に大変だということである。先日道が発表した津波の予測では、この函館市役所の近辺も津波の予測がある。そういった場合に子供たちを避難させる体制が現状ではなかなか厳しいという話もされた。本当にそうだと思う。函館市内では7月26日から子供たちは夏休みに入る。そしてびっくりしたのだが、夏休み期間中にやはり皆さん子供たちを預けるので、この少ない指導員たちで支えているが、なんと10時間以上、長時間休憩なしに働いている状況もあるそうである。それだけ本当に大変な中で頑張っている状況が、実際に学童保育所を訪問して、現場で働く先生たちの話を聞いてわかった。
- ・ 本当にたくさん函館市内に学童保育所があるので、委員会として実際に函館市内の学童保育所の状況を調査、視察できないかと提案したいがどうか。今、国会で子ども・子育て新システムの議論がされていて、その中に子ども・子育て支援法案も入っている。学童保育に関しても、これは先日自民党と民主党と公明党の3党でいろいろと修正して、学童保育に関しては修正なしで今、議論が参議院で進んでいるという状況がある。この中でもしっかりと市町村で学童保育をやろうということもうたわれている。函館市としても今後のそういった法律もにらんで、函館市の学童保育の現状をまず実際に確認する作業が必要ではないかと思うので、提案して終わりたいと思う。

○委員長（小山 直子）

- ・ 本間委員から学童保育所の状況を委員会として視察をしてはどうかと提案があったがいかがか。

○能登谷 公委員

- ・ 前に実際行ったことがあるが、改選後はない。夏休み期間中は特に子供が多くいるので、そういう部分とか、学校が始まってからでもいいのだろうが、すぐ皆が行ける近いところに行けばよいのではないか。一番子供が多いところなど、訪問先は正副に任せる。

○委員長（小山 直子）

- ・ 今、能登谷委員からは視察をしてもいいのではないかと話もあったが、以前に行ったところでその後どうなったかということ。

○福島 恭二委員

- ・ 前に行ったことがあるというのであれば、その後また。

○浜野 幸子委員

- ・ 児童館は結構行った。その時も学童保育についてもという話があったが、それは必要性がないということ、もうだいぶ前になるがそういう経過がある。

○委員長（小山 直子）

- ・ ちょうどガイドラインをつくるあたりの時に総務常任委員会として視察をしたことはあるが、民生に移ってからはない。
- ・ 他の委員はいかがか。

○池亀 睦子委員

- ・ 私は見に行ったことがないので、できれば見に行きたい。直接現場の声を聞くということが一番大事だと思う。ただ1カ所ではなく、できれば2カ所ぐらいは最低見たい。行くからには目的をもう少し皆さんで出し合って、ここでいきなり出しなさいと言っても無理なので、見学をする目的を明確にして2カ所ぐらいの視察を希望する。

○委員長（小山 直子）

- ・ 陳情の趣旨にのっとってどうなのかということでの調査になると思う。

○浜野 幸子委員

- ・ 今、政府でもいろいろと見直しをしている。であれば、もう少し様子を見て、まず個々で何を調査すべきか、政府がどういう案を出して、どういう形になるのか、これはあくまでも地域のことを言っているので、もう少し様子を見てはどうか。

○佐々木 信夫委員

- ・ 視察はやぶさかではないが、標準的モデルをなかなか市も出せないでいる。常勤、非常勤とか、賃金など、結構差がある。2カ所がいいのかどうかは別にして、標準的なモデルのようなどころに行ったほうがいいのではないか。

○委員長（小山 直子）

- ・ 視察をしてみたいかがかという意見が多いようだが、視察をするということによろしいか。（異議なし）

- ・ 時期については、国の法案の動向、相手方ということもあるので正副に一任いただきたいがよろしいか。

○池亀 睦子委員

- ・ この前の国会での総合こども園のいろいろなやりとりを見ると、まだ若干時間がかかるかなと思うので、こちらはこちらとしてやっていったほうが良いと思う。

○委員長（小山 直子）

- ・ 時期、訪問先は、正副で調整させていただいて皆さんに連絡するということがよろしいか。（異議なし）
- ・ 本陳情については、視察もするという事なので継続していきたいと思うがよろしいか。（異議なし）
- ・ 議題終結宣告

(2) 陳情第19号 福島第一原発事故による自主避難者に対する支援を求める陳情第2項第2号・第3号
・ 第4号・第5号

○委員長（小山 直子）

- ・ 議題宣告
- ・ 本件について各委員から何か発言あるか。

○本間 勝美委員

- ・ 先日、陳情者から直接話を聞いた。大人もそうだが特にお子さんたちに対する函館に避難されてきているお母さん、お父さんの切実な思いがよくわかった。陳情書の文面を見るとなかなかわからないところもあるが、全額函館市で費用を出してほしいということではないとのことである。今、福島県から子供たちを安全なところに避難させようというプロジェクトが民間レベルであり、昨年引き続きことしも7月後半から8月前半にかけて福島から多くの子供たちや父兄が来る。民間レベルではそういった努力がされているが、なかなかボランティアが不足しており大変だという状況も聞いている。そこで函館市として福島から避難されている方々に対して何ができるのかと考えたときに、陳情者の思いとしては全額函館市に負担してほしいということではないということで、例えば、函館市が音頭をとって函館市内にある企業などから募金を集めて基金をつくって、そういった基金の中から函館市に避難されてきている福島の方々の検診料の負担などをしていくということも考えているということがわかった。ぜひ、委員会としても陳情者に直接話を聞く場面も検討していただきたい。
- ・ 前回の委員会の前に市立函館病院の事務局長から、函館では専門医がないということで、市立函館病院の耳鼻科の先生が甲状腺エコーをできるような話を聞いた。ただし、これは機関として決定されたものではなく、あくまでも医者個人の思いというか、僕はできますよということだと思う。函館の病院、例えば市立函館病院に専門医はいないが、何ができて何ができないのか、まずしっかりと確認することである。函館に避難されている方はそんなに大きな数ではない。函館市で全額負担する場合には検査料が幾らかかるのか、基金をつくることによって恐らく函館市の負担は減ると思うが、そういったことも考えていかなければならないと思う。そこで先日、福島の方と懇談をした時に教えて

くれたのは、なかなか函館に住んでいるとわからないが、相当福島及びその周辺が汚染されており、福島の第1原発を中心に福島県だけではなく周辺の栃木県、群馬県、あるいはホットスポットと呼ばれている茨城県や千葉県の一部地域にも、本当に広範囲に放射能の汚染が広がっているということである。そういう中で子供を守りたいという思いで函館市に避難されている家族が複数いるという現実がある。そこで、まずは本来であれば国がしっかりと対策をとらなければならないということは当然だと思う。先日、国会では超党派の議員によって新しい法律ができた。「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」という法律が衆議院で可決したが、具体的に対策をどうするのかということがここには書かれていない。肉付けはこれからになるので、国の判断を待っているだけではだめではないかと思っている。函館市としてしっかり何ができて何ができないかということを実際に議論しなければならないと思っている。函館、道南で「ゆいっこ」という言葉がある。道南の方言で「助け合い」という言葉だが、この「ゆいっこ」という言葉はもともと東北から来た言葉である。函館の人たちというのは東北から先祖が移り住んだ方がいて、北海道内の地域と比べてもより一層東北との結びつきが強い地域だと思う。そういう意味で北海道内の様子を見るのではなく、東北と一番身近な函館で何ができるのかということを実際としてもしっかりと調査して議論すべき問題ではないかと思っの発言である。

○委員長（小山 直子）

- ・ 前回の委員会でも保健所などから今の状況、市が今できることは聞いたが、もう少しさらに市として、函病としてできることを理事者に来ていただいて調査をするという提案だかがいかがか。

○能登谷 公委員

- ・ 今の意見は大変よい意見だが、この前、保健所長が話をしていた中で、あまりにも過敏になると、その部分だけが動いて、すぐそういうふうになるような話をしているというふう聞こえるが、そういうあれではない。今、ヨウ素から何からいろいろな部分の中では、見ても恐らく基準値以内だろうし、函館市内はもっと基準値以下だろうし。函病の部分というよりも、ちゃんと診る医者が全国的にも少ないという中で、函病の先生がそれをわかるよと言っても、どこまでわかるんだということまでも言っていた。だから下手にやって、その先生が悪いよとは言わないが、それが間違っった判断でもしたら大変なことが始まる気がする。だからそういう部分の中でしっかり判断ができる医者、函館の市立病院でどこまでできるのかという部分はしっかりと把握して、判断を下せるのかどうか、そういう部分まで聞かなければ、簡単に黒だ白だというものを決められない部分が出てくると思う。函病ではここまでは、例えばリトマス試験紙で青くなりました、赤くなりましたというぐらいまではできるが、それ以上の判断はできませんよという部分であればそうだろうし、その辺の判断というものをしっかり委員会でも、あるいは行政でも把握してもらおうほうが先決ではないかと思う。
- ・ 国の指針もそうだが、基金を募ってどうのこうの、すごくよいことだし、やらなければだめなことだが、国あるいは道が全く動いていない中で市だけが先行して動くというのはいかなかなものかという部分もあるので、その辺も把握しながら動いていかなければならないのではないかと。今の意見は大変よい意見だが、その意見だけで動いていたら危ない部分が出てくるのではないかと。危ないと言った

ら語弊があるが、違う方向に動いていく危険性があるのではないかと思う。やはりこれは本間委員の発言、提案しかりだし、資金の面も含めてもっともっと深く追求していかなければだめではないかと思う。いろいろな部分の中で今募金を募金と言っているが、震災の募金ぐらい当てにできないものはないような気がしてならない。あれだけ集めたお金はどこにいったのかと今でも思っている。だからそういう部分を考えれば、国や道にもっともっとそういう部分の中ではっきりとした支援をしてもらうということが先決ではないかと思うし、それを待ってられないところも確かにわかるが、どれぐらい費用がかかるのかも全くわからないし、その辺も含めて調査研究が必要ではないかと思う。

○委員長（小山 直子）

- ・ 前回の委員会では、国としても基金をつくってやるという話は出ていた。甲状腺エコーの部分と他の部分と何ができるのかという辺りについても少し調査をしなければならないと思うが。

○池亀 睦子委員

- ・ こういう陳情が出てくるということは、被災者の方たちの窓口での対応が不十分ということである。前回の委員会で専門的にやれることに限界があるということが理事者から説明があった。今、やれることは何なのかということをやっていかなければならないのではないか。陳情書からは、一番不安なのは健康面である。経済面は今、国として取り組んでいる。どんなに大変な思いをして暮らしているのかわかりなさいということ国会の場でもいろいろな議員が訴えているし、何らかの形はできくと思う。差し当たってできることというのは、子供たちの健康がこの先どうなるのかという道筋が見えない状況にあるということを考えてときに、保健所でそういう健康面の不安をまず聞く場を持ちますと言っていたので、そういうことをしっかりやっていただくということが大事だと思う。本間委員が直接話を伺っていて思いがあるのだろうが、具体的にむしろ提案されたほうがいいのではないかと思う。

○本間 勝美委員

- ・ 専門医がないということは明らかになっているが、それは陳情者もわかっている。広い北海道、専門医がいるところは大体県庁所在地で、北海道は広いので札幌と函館間は非常に距離がある。例えば、函館に避難されてきている子供たちが全員、札幌の医療機関の専門医にかかるとなると、またこれはこれで移動が大変だということもあるし、経済的な負担も身体的な負担もかかる。陳情者との話の中では、例えば函館から何十人という形で札幌に行くのではなく、札幌の専門医を例えば函病に呼んで函館で検診をできる機会をつくれなさいということ、それもまた一つの方法かと思う。そのほうが確かに負担が少なく済む可能性もあると思うので、そういうことも含めて委員会で議論して、検討したほうが良いと思う。福島から避難されて来た方は本当に福島原発が事故にあった3月12日の時点で福島県内にいた。それで今現在、函館に避難されてきているということだが、心配されるのは内部被曝の状況である。将来的に仮に何かの病気が発症したときにも、適切な検査を適時行っていくことが必要だと、因果関係を突きとめるためには将来そういったものが起きたときに早い段階から検査をしておくことが必要だと言われている。函館で何ができるのかということを確認すると同時に、札幌から専門医を招聘して検査をやってもらうだとか、いろいろな仕組みがあると思うので、しっかりと委員会としても議論すべきだと考えている。

○委員長（小山 直子）

- ・ 他に発言あるか。（なし）
- ・ 今の意見も伺いながら本陳情についてどうしていくのか各会派の意見を伺いたいと思うがよろしいか。（異議なし）
- ・ 継続の場合は継続の理由もお願いしたい。

○佐々木 信夫委員

- ・ なかなか判断する材料も難しい材料である。なかなか材料として現在見受けられないから、正副で函病にできるのかできないのか、はっきりとその辺を、わからないならわからないで、どうするのかというのも確認したほうがいいと思うがどうか。

○委員長（小山 直子）

- ・ それは委員会として函病と話し合うという形のほうがいいかと思う。そういうことを継続の理由にしていればよろしいと思う。各会派の意見を伺ってもよろしいか。

○吉田 崇仁委員

- ・ 市として何ができるのかと。確かに本間委員の意見は十分に尊重できるが、国の動向を見きわめて、専門医がまだいない状況の中でまだいろいろと課題があると思うので、私どもは継続としてお願いしたい。まだ調査する必要があると思う。

○福島 恭二委員

- ・ 陳情の趣旨は十分理解をする。同時に心配なことについては、1日でも早く不安解消のために対応していかなければならないと思っているが、前回の委員会での問題について議論した中でも、今それぞれから話があったとおり、専門医がいらないということもあってなかなか難しいし、今直ちに処置をしなければならない状況でもないということもある。民生常任委員会で担当する部分は第2項目からの問題であるが、これは総務常任委員会、経済建設常任委員会と各委員会にまたがっているので、それぞれまだ調査する部分もあると思うし、不安の解消のために対応していかなければならないと思いつつも、なかなか判断できる状況もない。函病のみならず他の病院に専門医がいればこしたことはないが、こうしたこと等々を考えればもっと調査研究する必要があると思う。心配は心配として1日でも早く解消したいと思いつつも、現状からするともう少し調査をすべき事項が多いと思うので、引き続き調査のために継続にしていきたいと思う。

○池亀 睦子委員

- ・ 2項2号から5号まで継続でお願いする。前回、陳情に基づいてさまざま議論した内容について、私自身も国会議員に函館に現在来ている方がどんな思いをされているかまず伝えた。早く手を打ってもらいたいということと継続の大きな理由として、日本でも放射線についての診断だとか、そういうことはなかなか医師の数が少なく、時間がかかっている。その不安をどうやって解除できるのかというところではやっぱりよく話を聞いてあげる場をどういうふうに持つのかということを検討していかなければならないと思うので、まずは継続をしてしっかり研究していきたいと思う。

○佐々木 信夫委員

- ・ 先ほどお願いしたように、なかなか無償化だとかとなっている中において、現段階で判断する材料

がないということでまだ調査する必要があるので継続である。

○本間 勝美委員

- ・ 私だけが直接陳情者に話を聞いているが、函館に来ている方は2つのかまどということで、生活が非常に厳しいと。全国各地に避難されている福島の方がたくさんいるが、2つのかまどで経済的に大変だということで、また福島に戻らざるを得ないような状況もある。本当に子供たちの将来のことを考えると安全な土地で生活をしていただく、もしかすると将来的には函館に住んでいただく方になってきて、函館の将来を背負っていく人材にもなっていくわけなので、しっかりそういうことも見ながらさらに函館で何ができるのかということも調査を進めていきたいと思うのですべての項目継続でお願いする。

○委員長（小山 直子）

- ・ 皆さん継続ということなので、本件については次回以降引き続き国の動向や市は何ができるのかということも含めて審査していく扱いとする。
- ・ 議題終結宣告
- ・ 委員長の報告文については、委員長に一任願いたい。これに異議あるか。（異議なし）
- ・ これで閉会中継続審査事件を終わる。

2 閉会中継続調査事件

(1) 産業廃棄物処理施設設置計画について

○委員長（小山 直子）

- ・ 議題宣告
- ・ 本件にかかわっては、事前審査申請書の概要等について7月19日付けで資料が提出されているので、担当部局より説明を受け調査を行いたいと思うがよろしいか。（異議なし）
- ・ 環境部の出席を求める。

（環境部入室）

○委員長（小山 直子）

- ・ それでは資料について説明をお願いします。

○環境部長（小柳 辰夫）

- ・ 資料説明：民間事業者による産業廃棄物処理施設に関する事前審査申請書の概要、産業廃棄物処理施設設置に関する地域住民説明会の概要（平成24年7月19日付 環境部調製）

○委員長（小山 直子）

- ・ 以前の委員会でも確認しているが、所管事務調査については個別の許認可等執行権に属する部分は調査の対象外となるので、この点に留意して調査を進めていきたい。
- ・ ただいまの資料の説明に対し、各委員から何か発言あるか。

○本間 勝美委員

- ・ 今回の計画の中身を見ると、取りやめた部分が特別産廃の廃アルカリと廃酸ということだが、取りやめた理由を教えてください。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 聞いている範囲内では、再度市場調査をし、排出量が非常に少ないということで取りやめたと聞いている。

○本間 勝美委員

- ・ 資料を見ると、先般開かれた地域住民説明会の中で「例えば病院の廃棄物は全て他の自治体に行って処理されている。自分の地域のゴミをどこか他の町に持って行けばそれで済むのだということが果たしてよいのかということを考えていた。また、弊社所有地が市の立地基準に合致していること等により計画した」と事業者が回答している。市場的には非常に少ないということで2つに関しては取りやめたといいことだが、事業者は函館市で今実際に産廃が出ていて他の町に行っているのは良くないからというようなことを述べている。今回新しく計画している処分場には函館市以外の物が入ってくるのかどうか。この資料を見ると、函館市で出したごみは自分の町でやればよいという感じで受け取られるが、実際はそうではないと思う。産業廃棄物はあくまでも民間でやっていると思うので、市場調査をして恐らく函館市以外の産廃が逆に今度函館に入ってくるということも十分に考えられると思うが、環境部としてはその辺どういう認識か。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 道外の産廃については、北海道で条例を持っており、その中で道と事前に協議をするという形になっている。その条例の中では、ただ単に焼却、埋め立てという部分については基本は認めないという形をとっており、循環型の利用に関する部分についてだけ認めるということになっている。当該施設については、基本的に焼却と最終処分場ということなので、基本的には道外からの産廃は入ってくることはないと考えている。函館近郊の自治体からの産廃については、廃棄物処理法の中では産業廃棄物は原則広域処理になっているので、今回の施設については道南から発生する産業廃棄物をターゲットに施設計画を立てると聞いており、他の自治体から発生する産業廃棄物は入ってくると考えている。

○本間 勝美委員

- ・ 今、環境部の説明があったとおり、一般廃棄物と産業廃棄物は違って、一般廃棄物はそれぞれの自治体が処理をするというのが基本だと思うが、産業廃棄物に関しては、事業者が言うように函館市から出たごみだから函館市、その自治体がやらなければならないということではなく、あくまでも広域処理となっているということである。今は函館、道南を含めて産業廃棄物の最終処分場は1カ所もないような状態だが、この事業者に先んじて道南の江差町でも産廃の処分場が一步進んで今計画をされている。ここはクローズドではなく、沢のような地形のところに最終処分場をつくる計画だと聞いている。函館で計画されている新しいタイプの産廃処分場は、焼却炉と最終処分場が一体化していて、最終処分場には屋根が付いている。周辺に函館と同じようなタイプのものがあるのかどうか、もしあれば教えていただきたい。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 今、質問のあったクローズド、無放流——処理水を河川等に放流しないというタイプ——の処分場については、昨年ある自治体の全国への調査結果によると、自治体が設置する一般廃棄物、民間事業者が設置する産業廃棄物処理施設、合わせて全国で222施設があり、そのうち産業廃棄物処理施設に

については78施設あるとされている。そのうち焼却の部分、処理水を焼却施設へ持って行ってその中で処理水を焼却するだとか、下水道のほうにそのまま直結するだとか、逆に処理水をタンクローリーに積んで下水道区域まで持って行って放流するだとか、他の施設へ持っていかだとかいろいろタイプがあるが、焼却に限って言うと、全国222施設のうちの36施設である。産業廃棄物処理施設でいくと78施設のうちの8施設が焼却という取りまとめの結果がある。北海道内については、まだ最終的な確認はしていないが、屋根のかかった処分場は自治体の処分場がニセコ町や喜茂別町にはあるが、放流をしているかどうかまでは確認していない。

○本間 勝美委員

- ・ 産業廃棄物の最終処分場は全国的にシートがやぶれて汚染水が出てしまったとかいろいろな事が言われている。国がそういった対策をとるのが本当は当然である。情報がなかなか開示されないということで函館でも周辺の住民が不安である。今回は周辺の6町会が主催して説明会を行い、私も実は入れると思って行ったが、周辺6町会の地域に住んでいないということで入ることができなかった。特別に市が指導したなどではないのか。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 説明会については、あくまでも6町会の主催でやっているということなので、開催方法等について市は関与していない。

○本間 勝美委員

- ・ 実は先日、現地に行ってきた。現在中間処理場があるところのちょうど上、大体標高が海拔二百数十メートルのところだと思うが、ロープをたどって行ったらほとんど樹木に覆われていて、なかなか前に進むことができないくらいの状況であった。奥深くまで入ることができなかったが、現状は山林だということで、非常にあの地域は横津のほうまで含めて広大な森林地帯になっているので、自然保護の観点から言うとなかなかその辺が危惧される状況があると思う。事業者の方にちょっと話を伺ったところ、敷地内を流れている石川の調査を行ったところ、絶滅危惧種のニホンザリガニは発見できなかったが、ヤツメウナギが確認できたというような話を聞いた。そこで今回、どこの専門家が調査したのか聞きたい。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 自然環境の部分については、現在調査中なので、改めて確定した段階で示すことができると思う。

○本間 勝美委員

- ・ きょうの資料の中には縦覧ができると記載されている。これは市民だれもが見ることができるのか、どういう方法で縦覧できるのか、コピーや写真撮影が可能なのか、大体どれくらいの時期からになるのか教えていただきたい。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 縦覧については、環境部で縦覧することを予定している。期間については、土日を含め1カ月ということが国の通知の中で定められている。対象者については、市内に住んでいて利害関係があらうと思われる方は見ることができると思っている。申請書については、国の通知の中では、例えばハンディコピーを持ってきてコピーをすとか、カメラで内容を撮影するとか、市の有料のコピーサービス

がある場合については対応しなさいとされているので、そのようにしていきたい。

○本間 勝美委員

- ・ 利害関係者と書かれている部分があるが、今回の計画区域には利害関係者はどういう方がいるのか教えていただきたい。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 利害関係者については、その処理施設、処分場と焼却施設が建つことによって住んでいる方、付近で商売をしている方を含めて、自分がそれにより何らかの影響があるのではないかと、例えばガスによる影響だとか、そういうものがあるのではないかとと思われる方すべてが利害関係者という形になる。

○池亀 睦子委員

- ・ 私は北美原町会の人間でもあって、町会長ともこの間話をして、説明会はとても良かったという評価をしていた。自分たちの不安が少しは無くなったということを言われていた。市としては、事業主に違法がなければ許可という形になるのだろうが、大事なことは安心と安全が担保されることだと思う。その説明会の中でダイオキシンが微量だが出るということが話題になっている。健康被害、環境汚染、その辺が微量であっても出るということに対して市民は若干反応している。これぐらい出るけれども、環境、健康、風評被害、その辺をどう回避できるのかというところを具体を持って安心してもらうということが大事である。
- ・ 10年間で埋め立てがいっぱいになるという事業計画の中で、10年経ったらこれは終わってしまうのかという質問に対しても、終わる予定だと、新たな申請が必要になってくるという答弁をされているのを聞いて、10年で本当に終わるのかと、かなりの事業費がかかる中で事業主は10年間で終わることができるのか。
- ・ 北海道がやっているから四季の杜公園までは道路がしっかり整備されている。ただ、その先というのは本当に道路が細くて、どのくらいのトラックが産業廃棄物を積んで走るのか、ちょっとそれはイメージできないので、そういうトラックが本当に安全に走行できるのかどうかとか、石川には農業をやっている方がたくさんいて、風評被害の不安がかなり残っていることは確かである。その辺をもう少し具体をもって、段階があるのだろうが、しっかり安心できる形を市にとっていただきたい。
- ・ 昨年の8月に国立市で産業廃棄物の処理場が爆発した。ごみを分けている最中に爆発し、広い範囲に火災が起こって、55台もの消防車が出て消火活動をしてやっと鎮火した。いろいろ調べてもどうしてそういうことが起こったのかはあまりはっきりしていない。あの場所で、例えばそういうことが起こったときに、規模もあるのだろうが、どういう消火活動ができるのか。かなり山奥になると思うので、事故時にどういう対応をするのかというところもしっかり具体をもって、例えばトラックが横転したとき、そういう爆発が起こって火災が起きたときどうするのかとか、その辺も今言えることを言っていたきたい。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ ダイオキシンについては、物の燃焼に伴ってどうしても出てしまうのが現状である。廃棄物処理法の中でも廃棄物処理施設から相当数出ているということがあり、平成10年、平成11年にかけて大規模な法改正が行われ、今回、審査基準でも示しているが、例えば800度以上で燃やして200度で急冷をか

けるとか、そういうような設備をもってダイオキシンの発生を限りなくゼロに近づけるような努力はされている。廃棄物処理法、ダイオキシン特別措置法という法律が、ダイオキシンにはかかる形になる。この施設の1時間の処理能力は2.51トンということなので、1立米当たり1ナノグラム——ナノグラムは10億分の1グラム——というような基準がかかるが、事業者については当然これを下回るような排出になるかと思う。ダイオキシンは、やはりどうしても自然界等含めて広くある状態なので、ダイオキシン特措法の中で耐容1日摂取量というものが決められている。人の体重1キログラム当たりが4ピコグラム——ピコグラムは1兆分の1グラム——と決められている。これに基づいて大気から水質、土壌というような形でそれぞれ基準が決められているので、これらの基準がクリアされるものでなければ、当然市としても許可をするかどうかという部分については難しいと思っており、当然そういう形になろうかと思っている。この部分についても、周辺住民の方々には基準等の説明はこれからもしていきたいと思っている。

- ・ 風評被害については、実際にその施設が建つことによって、食品に対して何らかの影響、基準値を超えるような影響が出るという場合、当然汚染者が賠償に当たるなり、責任を負うという形になるかと思うが、基準を超えていないけれども、施設とか事故だとか、自然災害によってイメージ的になってしまうという部分だと思う。そういう部分については、市で検査するなりして、基準値を超えていない大丈夫なものだというようなことを、例えば安全宣言をするだとか、場合によっては大手スーパーなどに行って、函館市のそこでとれる野菜は大丈夫であるということについてはやっていく必要性があるのではないかと考えている。
- ・ 10年の部分については、実は廃棄物処理法の中には埋め立て処分の年数は決められていない。本州のほうに行くと30年、40年使うというものが実は多くある。ただ、北海道の場合は周りの環境に与える影響だとか、廃棄物処理法が毎年のように変わっていくような法律なので長く使うことによって法律の基準に適合しなくなるという部分があり、一応10年というような形でやっている。事業者の処理計画では10年で申請が上がってきているので、その形になっていくのかなと思う。それ以降についてはまた新しい処分場という形になる。
- ・ 道路については、今、事業者の環境影響評価の中で1日当たりどれくらい現行として車両が通っているのか、施設ができることによってどれくらいふえるのか調査をしている。その部分で内容を含めて判断をしていきたいと思っている。道路の狭さの部分については、土木部とも拡張できないかなどいろいろ話をしている。あまり広くないという認識は市としても持っているが、予算に制約がある中で地域の要望、交通量、危険度、老朽化、そのような度合いで総合的に判断して市内の道路整備を行っているという現状だと土木部から聞いている。
- ・ 事故の対応については、今、消防でも消防法に基づいて消防車が到着するまでの消化設備などの部分についても話をしていると聞いている。当然消防でも審査に入るので、その中で基準等を審査していきたい。

○池亀 睦子委員

- ・ やはり安全が担保されるということは、それなりの方たちがしっかり検証するということが大事だと思うので、ぜひ丁寧にやっていただきたい。

○福島 恭二委員

- ・ 予定されていた施設をつくりたいということで手続きが進められている。基本的には我々が生活している社会の中では、どうしてもこういうものも必要になってきている。生活すれば必ずごみは何らかの形で出るということだから、この処理をしなければならないということは当然のこととして出てくる。官でやるのか民でやるのかという違いはあるが、住民に対する安心を確保しなければならない。そのためにそれぞれの手続きがあって、法律に基づいて提出されて、安全だと確認すれば許可せざるを得ないということだと思う。当然、つくってもいいということだが住民の不安のないようにつくってほしいと思う。
- ・ きょう示された資料の中で大気質、騒音、振動、悪臭などそれぞれ調査をすることになっているが、これは調査をするだけではないかと思う。当然、調査するからにはあるなしの問題は当然のこととして、それはどの程度まで許されるという基準値などがあると思う。できれば調査書に基づく調査事項に対して、これくらいなら許される、これくらいなら許されないということがあろうと思うので、それを私どもに示していただければ、調査の段階で参考になると思うので、もし出せたらそういうものを出してほしいと思うがいかがか。

○委員長（小山 直子）

- ・ 今、福島委員から資料要求があったが、環境部では提出できるか。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 硫黄酸化物、ばいじん、ダイオキシン、水だとかそういう部分についての法的な基準ということでの資料と考えているが、その部分については示すことは可能である。

○委員長（小山 直子）

- ・ 委員会として資料要求をするということによろしいか。（異議なし）

○佐古 一夫委員

- ・ 実際稼働したときに、例えば800度で燃焼させて200度に冷やすからこの機械を付けていれば大丈夫だということだが、当然ながら常時モニタリングをしなければならないことである。実際稼働したときにだれがモニタリングして、だれがそれを検証するのか。現に当市においては、日乃出の清掃工場があるが、今回の施設はどちらかというところ完結型というか、水では出さないで煙で出すという方法である。そういう性能のある機械を付けるから大丈夫だということではある程度理解するが、実際に稼働して、それが本当に大丈夫な状態でばい煙などが大気に出されているのかという部分は、これが動き出したときにどのように検証していくのか。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 焼却炉については、廃棄物処理法の中で燃焼温度を連続的に記録しなさいだとか、一酸化炭素濃度を連続的に記録しなさいだとか、すべてそういうものは法律上定まっている。これについては、事業者が実施し、全データについてインターネット等で公開していくという形になっている。当然事業者がやる形ではあるが、広く皆さんにごらんいただいて、その内容について検討いただければと思うし、行政としても立ち入り検査の権限があるので、そういう中で適正な処理基準に合った処理がなされているか確認をしていくという形になるかと思う。

○佐古 一夫委員

- ・ そうすると、その温度になっていれば大丈夫だと。実際にばい煙からダイオキシンを検査するのはなく、燃焼温度がそうになっているから大丈夫だという認識か。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ ダイオキシン類の調査については、排出ガスを事業者は年に1回以上という形で調査していくし、硫化水素やばいじんについても6ヶ月に1回以上という形で検査することが法律で義務付けられている。その結果についても当然、インターネット等で公開していくという形になる。

○環境部長（小柳 辰夫）

- ・ 800度以上ということやって、それを急速に200度まで冷却することによってダイオキシンは抑制されるという仕組みになっているが、その他にもバグフィルターというフィルターがあり、掃除機でいえば微量のごみを吸着する、そういうような装置も付いている。それを通した後のガスを検知器で測って、毎回毎回チェックをかけていくという形になっているので、ただ温度管理するだけではなく2重3重のチェックをかけていると、フィルターを通したりする構造になっている。これは日乃出清掃工場でも全く同じである。そういうことで先ほど申し上げた1ナノグラムという基準の範囲内、日乃出清掃工場もそれよりもずっと低い数値になっているが、今回の施設を設置するに当たっても、そういう基準は守っていかねばだめだということは当然なので、日乃出清掃工場でもそのようなことはやっているし、これから設置予定の施設についてもこれらのことが図られるのは当然のことだと思っている。

○佐古 一夫委員

- ・ そうすると、客観的にそれらが証明されればよいわけだから、そのためには事業者が出してくるデータだけでは基本的にはならない。例えば、立ち入り検査やモニタリングなど、行政として安全に運用されているか監視体制を継続的にとる必要があると思うが、その頻度はどのように考えているか。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 立ち入り検査については、他の産業廃棄物処理施設も含め、年度当初に計画を立ててやっていくが、今回、このように焼却施設、埋め立て処分場というものは初めてのケースなので、通常は半年に1回程度の立ち入り検査だが、やはり施設の内容等を考えると頻度を少し上げていくということを今のところ考えている。3カ月、4カ月に1回程度は行くと考えている。それと行政検査の部分だが、当然インターネットでも公開になるし、市も立ち入り検査を行って、より詳細な数字を確認していくが、例えば基準値近くの数値でこのままだと環境に影響を与える恐れがあるという場合については、指導要綱の中にも市が行政検査をするということが明記されているので、そういう形でやっていきたいと思っている。

○佐古 一夫委員

- ・ 廃棄物を入れたシートが何かのあれで破れるという話もあったが、当然破れないように2重3重にシートをすと思う。廃棄物からいろいろな、最終的には水溶液になっていると思うが、何か水のようなものが底に貯まって、それは今回の施設では燃焼させるというシステムなのか。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 2重で保護マットを敷いてという形になる。底面の部分は集水管で、魚の骨のような形だが、そういう形で集水管が敷設される。その上に50センチメートルの砂を敷くということが法律で決まっているので、例えば廃棄物の埋め立てをしていき、そこに今回であれば屋根がかかるので、雨水が入るわけではなくて散水するが、そうするとその散水によって浸透した水がその集水管を通して集められ、水処理施設のほうへ行く。その水処理施設で河川に放流していい数値にまで浄化をして、その水が焼却炉に行って減温塔で減温されて気化熱で200度まで下げるときに使われるということである。

○環境部長（小柳 辰夫）

- ・ まず集水する。それを污水处理施設、七五郎沢も同じだが、そこで浄化して河川に放流していいまでの数値にする。その水を利用して、循環させて800度の温度のものを急冷させる。その気化熱を利用するが、200度まで下げる水に使う。それからもう一つは、屋根型で雨水が入らないので、そのかわり水を上から浸透させて、それを循環させるというようなシステムになっている。川に流すということではなく、あくまでも水処理した基準値内の水をまた利用する、そしてまた貯まったものは水処理して利用すると。その他に雨水とかそういうものも他に貯める施設もあるので、それとあわせて水を循環させながらやっていくシステムとなっている。

○佐古 一夫委員

- ・ 当然ながら循環で処理した水を使うと。だから基本的には放流するようなものは最終的に出てこない。循環水が汚染されてきても、また処理されて循環しているから大丈夫だと。それらの物質を吸着したスラッジはどのように処理するのか。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 減温塔にその水が行き、その中で雨水等と混じって一緒になって気化熱で200度まで下げるために使われる形をとる。その中に含まれるばいじんなどは、その後出てくる排ガスからすすなどを取るバグフィルターというフィルターがあるが、そこに捕集されるという形になる。その捕集されたばいじんについては、今回計画している埋め立て処分場に埋めるという形になる。

○佐古 一夫委員

- ・ それはその場所に埋めるということか。それは相当濃度が高いのではないか。埋めて大丈夫なのか。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 埋め立て処分場から出る水は、污水处理施設で1回浄化をされる形になる。その部分については、河川に放流してもいい基準値まで浄化をしたものが焼却炉の減温塔に行ってという形になるので、そこに集められたばいじんについてはそれほど基準は高くないと考えている。仮に、法の基準を超えるようなばいじんが出た場合については、今回計画されているような埋め立て処分場では埋めることができないので、また違う遮断型と呼ばれるコンクリートで升をつくったような非常に特別な処分場に持っていかなければならないというふうになると思う。

○佐古 一夫委員

- ・ 分解しない限り、汚染物質は濃度がどんどん濃縮されていく。結果として浄化された水と浄化された結果残るスラッジの問題は違う。ちょっと回答がずれている。

○環境部長（小柳 辰夫）

- ・ 最終的に汚水処理場で処理した水、それに対してのスラッジというのか、残渣物ということで、七五郎沢最終処分場でもそうだが、そういう汚泥の部分については業者に委託して最終処分する形でやっているの、運搬して処理する、施設に持っていくというような形になるかと思う。

○佐古 一夫委員

- ・ 現場に埋めることができるのは、あくまでも法の基準内の濃度の物ということがわかった。

○吉田 崇仁委員

- ・ 函館市廃棄物処理施設設置等指導要綱の中での地域関係者の取り扱いについての問題だが、これはあくまでも500メートルの範囲内でなければ対象、取り扱いしないという考えである。これは550メートルだからあなたのところは同意も何もいないという問題ではないと思う。50メートル程度は許容範囲内だと感じる。そうなったときに不安の解消というか、10年で3万8,000立方メートルという大きな埋め立てをする場所なので、地域の人に安心してもらう説明会を行うことなどが必要だと感じるがいかがか。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 500メートルの定義については、平成14年にこの指導要綱が立ち上がり、町会からいろいろ反対の陳情等があっという間に見直しをしている経過がある。特に500メートルについては、1キロメートル、2キロメートルという範囲に広げてほしいというような話し合いもずっとこの間しており、平成23年4月に改正するまで長期間にわたって町会の関係者、学識経験者、排水事業者等といろいろ話し合いを持ってきた。その中で500メートルについては、北海道で産業廃棄物の許認可権を持っている道、札幌市、旭川市、函館市は基本的に共通で500メートルというような形で考えている。例えば、函館市だけ1キロメートル、2キロメートルとしてしまうと、函館市内につくる場所がなかなかなくなってしまうというような部分、住民説明会の範囲とはイコールではないが、そういうようなこともあり、そういう方々——条例化検討会という会だったが、そういう方々で話をさせていただき500メートルという形になってきている。550メートル、560メートル、600メートルといろいろ議論もあったが、一定のルールとして500メートルとさせていただいている。それから住民の皆さんの不安の部分については、市としても当然認識はしているので、例えば法律、要綱の内容、そういう部分は要望があれば説明に伺うということも考えている。

○吉田 崇仁委員

- ・ 500メートルを1キロメートルにしろと言っているわけではない。50メートル程度であれば目の前であるから、それならば大体許容範囲内ではないかと。当然、函館市もこれから医療系の廃棄物も大変多くなると思う。それだけにやはり必要だと思うが、何といたっても住んでいる方々の不安の解消だけは徹底して努めていただきたい。

○委員長（小山 直子）

- ・ 他に発言あるか。（なし）
- ・ それでは理事者は退室願う。

（環境部退室）

○委員長（小山 直子）

- ・ それでは本件は、先ほど調査の基準値について資料要求しているので、引き続き調査を行っていくということでよいか。(異議なし)
 - ・ 議題終結宣告
 - ・ 委員長の報告文については委員長に一任願いたい。これに異議あるか。(異議なし)
 - ・ これで閉会中継続調査事件を終わる。
-

3 その他

○委員長(小山 直子)

- ・ 閉会中継続調査事件の地域福祉とコーディネーターについてだが、本件は前回委員会において、モデル事業の活動拠点である万代町会館の現地調査やコーディネーターなど実際に事業にかかわっている方との懇談会を開催することとし、関係者と調整の上、改めて委員の皆様と相談させていただくこととしていた。このことについて、相手方に確認したところ、10月頃懇談をさせていただきたいとお話をいただいた。4月から事業を開始しているので、半年ほど経ってその経過と課題などが明らかになってから懇談をしたいということである。したがって、懇談会等については9月定例会中の委員会において、改めて皆さんと日程など相談させていただくのでよろしく願います。
- ・ その他、各委員から何か発言あるか。(なし)
- ・ 散会宣告

午前11時48分散会